今年度の取組状況及び今後の方向性について

資料1

１　ヤングケアラー及びその家庭への支援体制の整備
当事者や周囲が「気づく」、適切な支援に「つなぐ」、「支える」体制の整備

	課題	方針
気づく	・こども自身や家族が問題を自覚しにくく、潜在化しやすい ・ヤングケアラーの置かれている状況等に、周囲の理解が不十分な場合がある	・こども自身の現状等に関する実態把握の取組を促進 ・福祉や教育分野等の関係者を対象とした研修を実施
つなぐ	支援のつなぎ先が不明確で、関係機関同士の連携が円滑にいかない場合がある	・ヤングケアラー把握後の対応や多機関連携について学ぶ機会を提供 ・こどもに身近な教育分野と市町村との連携・支援を後押し
支える	・市町村によって支援体制にばらつきがある ・関係機関の役割や取組状況等に関する情報共有が不足している ・こども自身が相談できる場づくりが必要	・各市町村の実情に応じた相談支援体制の整備を推進 ・関係機関の役割・支援内容等に関する理解促進及び連携強化 ・こども自身の気づきや相談を促す取組を促進

★昨年度検討会議の意見

〇学校における生活実態調査について

・小学校低学年に対象を広げれば、早期の啓発に加え、ケアを受ける側の視点からも実態把握できるのではないか。**【気づく】**

・不登校の背景に、ヤングケアラーの問題が関わっていることがある。不登校傾向のこどもにも確実に調査が届くようにし、ヤングケアラーの視点を持って丁寧な聞き取りが行えるとよい。**【気づく】【つなぐ】**

・調査方法について、こどもの本心が汲み上げるため、保護者を介さず実施できるとよいのではないか。**【気づく】**

〇講座や研修の実施について

・高校への進学や通学継続が難しいこどももいるため、元当事者による講演会や出前授業の対象を高校生だけでなく中学生にも広げてはどうか。**【気づく】【つなぐ】**

・市町村や学校で研修等を行う際にPTA役員にも参加してもらう等、こどもだけでなく保護者の気づきにもつなげるという視点を持ちながら取組を行ってほしい。**【気づく】【つなぐ】**

・教員がヤングケアラーへの意識をより一層高めるために、各校で県主催研修への参加を促進することや、校内研修会として各校でヤングケアラーについて取り扱うこと等が必要ではないか。**【気づく】【つなぐ】【支える】**

今年度の取組状況及び今後の方向性について

資料1

１　ヤングケアラー及びその家庭への支援体制の整備

令和７年度の取組状況	今後の方向性
※「★」…　昨年度検討会議での意見を反映した内容 **① 学校における生活実態調査の実施**【こども家庭課、生徒指導課】　《参考資料１参照》 ・目的：**こども自身の気づき**の促進及び**学校で気づく・つなぐ体制づくり**を図る。 ・方法：1.県内全ての小学４～6年生、中学・高校生を対象に生活実態に関する記名式アンケートを実施 2. ヤングケアラーの疑いがある場合、教育相談やアセスメントシートにより支援の必要性判断 3. 必要に応じて市町村の相談窓口等と連携し対応 ★不登校傾向の子も含め、こどもが直接アンケートの受け取り・提出ができるよう配慮が必要である旨、実施要領に記載。 **② 福祉･教育関係機関合同研修会の開催**【こども家庭課、生徒指導課、中央福祉相談ｾﾝﾀｰ】 ・目的：**学校での気づき**の促進及び教育機関と福祉関係機関が**連携した支援体制の強化**を図る。 ・対象：市町村関係課職員、教育委員会、小中高校教員等（参加者：計378名）、8月実施 ・内容：当事者の思いを踏まえた支援に関する講義、SSWによる支援の取組報告、地域の支援体制に関する報告・情報共有 ★教員の参加促進及び受講歴確認のため、本研修会を全国教職員研修プラットフォームPlantに登録。 **③ 既存の研修や会議等を利用した取組** 【高齢福祉保健課、障害福祉課、こども家庭課、生徒指導課、中央福祉相談ｾﾝﾀｰ】 ・目的：**こども及び家庭に関わる機関における気づき**の促進及び**各機関が担う支援の理解促進**を図る。 ・高齢福祉：地域包括支援ｾﾝﾀｰ初任者研修（5月）、介護支援専門員法定研修（6・8・12月） ・障害福祉：精神保健福祉業務担当者会議（4月）、市町村担当課長会議（4月）、施設長会議（5月） ・児童福祉：地域子育て支援拠点従事者研修（3月）、市町村担当者連絡会議（5月）、家庭教育支援者養成研修（子育て支援施設職員等）（5月）、要保護児童対策調整担当者等研修会（9月） ・教育：幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の教員研修（5月～1月）《資料４参照》	◎こどもが長時間過ごす**学校において、気づく・つなぐ体制づくりを強化**するとともに、**こども自身が問題に気づきSOSを発信**できるよう、学校現場と連携して**生活実態調査を実施**する。・・・① ◎**こどもや家庭に関わる機関が気づき**の視点をもてるよう、児童福祉・教育・介護・医療・地域支援・子育て支援など幅広い関係機関に対して、「ヤングケアラー支援のてびき」をもとに、ヤングケアラーに関する**理解促進・意識向上のための研修等を実施する。**・・・②～⑥ ◎**関係機関がスムーズに連携して支援**を行えるよう、市町村**こども家庭センターを中心とした連携**の在り方や各機関における支援の流れについて、研修や出張講座等で周知していく。・・・②～⑥

今年度の取組状況及び今後の方向性について

資料1

１　ヤングケアラー及びその家庭への支援体制の整備

令和７年度の取組状況	今後の方向性
※「★」…　昨年度検討会議での意見を反映した内容 ＜「県ヤングケアラーコーディネーター」の取組強化＞《資料２参照》《資料３参照》 **④ 市町村・関係機関に対する実態把握・コンサルテーションの実施** **⑤ 市町村主催研修等への講師派遣や、学校や関係機関への出張講座の実施** ★こどもや保護者の気づきを促進するため、中学校での出前講座及びPTA主催研修での講話を実施。 **⑥「ヤングケアラー支援のてびき」の周知・配布（研修等での活用）** **⑦ 高校生を対象とした元当事者による講演会の開催**	◎**早期から**ヤングケアラーの可能性があるこどもを**地域で把握**し支援を行えるよう、高校生だけなく、**中学生に対しても出張講座や元当事者による講演会**を開催する。・・・⑤、⑦

今年度の取組状況及び今後の方向性について

資料1

２　「社会的認知度」の向上

課題	方針
・ヤングケアラーは家庭内の問題のため、外部に認知されにくい ・ヤングケアラーの存在や実態について知られていない、意識されにくい	・こどもや家族自身の気づきや相談を促す取組を促進 ・ヤングケアラーの状況や支援内容等について、社会全体へ広く浸透させる取組を促進

★昨年度検討会議の意見

・就学前のこどもが集まる子育ての場においても、専門職がヤングケアラーの視点を持てるよう、普及啓発が必要だと感じる。利用しているこどもがヤングケアラーではなくても、保護者に接する中で家庭の状況が見えてくる。
・高校への進学や通学継続が難しいこどももいるため、元当事者による講演会や出前授業の対象を、高校生だけでなく中学生にも広げてはどうか。（再掲）
・保護者が精神疾患を抱えている際に、医療担当者も支援チームに加わってもらえるよう、医療分野への啓発活動も重要である。
・市町村や学校で研修等を行う際にPTA役員にも参加してもらう等、こどもだけでなく保護者の気づきにもつなげるという視点を持ちながら取組を行ってほしい。（再掲）

令和７年度の取組状況	今後の方向性
※「★」…　昨年度検討会議での意見を反映した内容 **① ホームページでの広報**【こども家庭課、中央福祉相談ｾﾝﾀｰ】 **② リーフレット（中高生、関係機関）の配付**【こども家庭課、中央福祉相談ｾﾝﾀｰ】 **③ 県コーディネーターによる出張講座**【中央福祉相談ｾﾝﾀｰ】 ★こどもや保護者の気づきを促進するため、中学校での出前講座及びPTA主催研修での講話を実施。（再掲） ★医療機関や地域の子育て支援機関への啓発を実施。 **④ 高校生を対象とした元当事者による講演会の開催**	◎広く一般に向けた周知啓発は継続しつつ（①）、こどもや保護者、子育て家庭に関わる機関等の**関係者がヤングケアラーに関する適切な知識を持てるよう**、集中的にリーフレット配布や研修等を行う・・・②～④、**【新】保護者への周知啓発** ◎**関係機関がヤングケアラーの視点を持ち適切な支援**を行えるよう、研修や好事例の展開等を行う。・・・②、③